

土壌汚染対策法に関する Q&A

※以下、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）」を「改正法」といいます。

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査（法第3条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|--|---|
| 1 | <p>土壌汚染状況調査において、単位区画をさらに分割して調査を行った結果、当該さらに分割して形成された区画のうち1つが、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった。</p> <p>このような場合、当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画のみを区域指定してよいか。</p> | <p>規則第9条第2項及び第3項にあるように、土壌汚染状況調査における試料採取等の結果に基づく調査対象地の汚染状態の評価は、100㎡の単位区画ごとに行うこととされている。</p> <p>御質問にあるように100㎡の単位区画をさらに分割して形成した区画ごとに試料採取を行うこと自体は認められるものであるが、それは、当該単位区画の汚染状態の評価をより詳細に行うために行われたものであって、区域指定は、当該100㎡の単位区画を対象に行うものであることに変わりはない。</p> <p>したがって、「当該さらに分割して形成された区画のうち土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった区画」のみを区域指定することは、認められないものと解する。</p> |
| 2 | <p>A及びB各々が所有する隣接した土地を敷地として設置されていた有害物質使用特定施設が廃止されたことに伴い、A及びBはそれぞれの所有地につき、法第3条第1項ただし書の確認を受けた。</p> <p>その後、Aの所有する土地につき法第3条第5項に基づく土地の利用方法の変更の届出が行われた場合、Bには、何らかの法に基づく手続を行う義務が生じるか。</p> | <p>土地の利用方法の変更届出がなされたのがAの所有する土地のみであれば、Bに何らかの手続を行う義務は生じない。</p> <p>なお、隣接地（A所有地）のただし書の確認が取り消された場合、自治体として、Bに対してその旨を伝えることは、法において定められた手続ではないことから、個別に判断されたい。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地全体について、当該確認の取消しを受ける前に土壌汚染状況調査と同等の調査を行った結果、汚染が見つからなかった場合も、法第14条第1項の指定の申請をさせるべきか。</p> | <p>敷地全体について調査できるような状況であれば、まずは法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の利用方法について変更がなされていないかどうかを確認する必要がある。当該調査の結果、汚染がなかった場合には、法第14条第1項の指定をすることはできない。なお、当該調査の結果は、法第3条第1項ただし書の確認が取り消された後に調査義務の履行として提出してもらうことが可能である。</p> |
| 4 | <p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた工場又は事業場の敷地の一部について、法第14条第1項の指定の申請がなされ、都道府県知事等が確認して区域指定を行った場合、当該確認は取り消すこととなるのか。</p> | <p>土地の利用方法の変更がない限りただし書の確認は取り消されない。当該確認を受けた工場又は事業場の敷地について、法第14条第1項の指定の申請に基づき区域指定がなされたとしても、当該確認が取り消された段階で、法第3条第1項の調査義務が生じることとなる。</p> |
| 5 | <p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく「有害物質貯蔵指定施設」は法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に該当するか。</p> | <p>法第3条第1項においては、調査の対象とする有害物質使用特定施設について、その施設において特定有害物質を製造し、使用し、又は処理するものと規定していることから、「有害物質貯蔵指定施設」はこれに該当しない。 しかし、法第4条第3項に規定する基準においては、規則第26条第4号に該当することから、「有害物質貯蔵指定施設」のあった土地について、土地の形質の変更が行われる場合には法第4条第3項の調査命令の対象となりうる。</p> |
| 6 | <p>特定有害物質を3種類使用している有害物質使用特定施設において、1種類のみ使用の廃止に係る水質汚濁防止法第7条の変更の届出があった場合、3種類全ての使用を廃止するわけではないので、法第3条第1項の調査義務は生じず、同項ただし書の確認をする必要はないと解してよいか。</p> | <p>1種類のみ使用を廃止する場合であっても、法第3条第1項の調査義務は生じ、同項ただし書の確認は必要となる。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 7 | <p>有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出を受けた後、既に当該土地の所有者が亡くなっていたことが判明した場合、法第3条第3項に基づく通知は誰に発出すればよいか。</p> | <p>法第3条第3項の通知は、届出を受けた時点の土地の所有者等、すなわち当該土地の相続人に対し発出される。 ただし、相続人以外に新たに土地の所有者等となった者が存在し、調査を行うことについて合意している場合にあっては、当該新たに土地の所有者等となった者に対し発出される。</p> |
| 8 | <p>経過措置について、平成31年4月1日以後に法第3条第3項の通知又は同条第6項の取消しを受けた場合は、改正法第二段階施行後の土壤汚染対策法の適用になるのか。</p> | <p>そのとおり。</p> |
| 9 | <p>過去に行われた土壤汚染状況調査の起点の利用について、土壤汚染状況調査と同等程度の自主調査や条例調査も利用できるのか。</p> | <p>規則第5条第2項の起点の特例は、「過去に行った土壤汚染状況調査」が対象である。 ここで対象となる調査については、法第2条第2項に定める土壤汚染状況調査のみならず、法第14条の指定の申請に係る調査など、当該特例を適用しようとする時点で土壤汚染状況調査とみなされている調査も含まれる。</p> |
| 10 | <p>過去に要措置区域等に指定され、汚染の除去等の措置を講じて区域の指定を解除された土地において、新たな調査契機が生じた場合、分解により生成するおそれのある特定有害物質（分解生成物）の汚染のおそれについてはどのように判断すればよいか。</p> | <p>過去（平成31年3月31日以前）に要措置区域等に指定され、掘削除去をして区域の指定を解除された土地においては、分解生成物を含め汚染土壌が除去されていると考えられることから、汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。原位置浄化をして区域の指定を解除された土地においては、分解生成物を含めた浄化がなされていることが確認されている場合は汚染のおそれはないものと判断して差し支えないが、確認されていない場合は汚染のおそれがあることが適当である。</p> |
| 11 | <p>過去に要措置区域等に指定され、汚染の除去等の措置を講じて区域の指定を解除された土地において、新たな調査契機が生じた場合、トランス-1,2-ジクロロエチレンをどのように扱うのか。</p> | <p>過去（平成31年3月31日以前）にシス-1,2-ジクロロエチレンを区域指定対象物質として要措置区域等に指定され、掘削除去をして区域の指定を解除された土地は、1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。また、原位置浄化をして区域の指定を解除された土地であって、シス-1,2-ジクロロエチレンについて工事完了後の地下水モニタリングにおいて地下水基準に適合していることが確認されたときは、1,2-ジクロロエチレンによる土壤汚染のおそれはないものと判断して差し支えない。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 12 | <p>法第3条第7項について、土地の形質の変更が盛土のみの場合は届出が必要か。盛土について事業者の希望で調査をしたい旨の申し出がある場合はどうか。</p> | <p>法第3条第7項について、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合は、届出は不要とする。 事業者の申し出がある場合は、法第3条第8項の調査ではなく、自主的な調査の結果、基準に適合しないと認める場合は、法第14条の申請を促されたい。</p> |
| 13 | <p>有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地において、900㎡以上の土地の形質の変更が予定されている。 その工事計画によれば、当該土地の形質の変更の途中で当該施設の使用を廃止し、法第3条第1項ただし書の確認を受けることになるが、ただし書の確認を受けた後の土地の形質の変更の面積が900㎡未満であっても、一連の土地の形質の変更の合計面積が900㎡であるとして、法第3条第7項の届出が必要になるのか。</p> | <p>法第3条第7項は、ただし書の確認を受けた土地における土地の形質の変更を対象にしているため、ただし書の確認を受ける前の土地の形質の変更について、法第3条第7項の規定が適用されることはない。 本件の場合、有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地における900㎡以上の土地の形質の変更について、法第4条第1項の届出が必要であり、施設及び敷地の状況を把握して、法第4条第3項の調査報告命令を適切に運用する必要がある。</p> |
| 14 | <p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、法第3条第7項の届出のほかに、法第4条第1項の届出が必要か。</p> | <p>3,000㎡以上の土地の形質の変更については、法第4条第1項「対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上」であるが、法第3条第1項ただし書の確認に係る土地は法第4条第1項第1号に該当するため、法第4条第1項の届出は必要なく、法第3条第7項の届出のみで足りる。</p> |
| 15 | <p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において、1,000㎡以上の土地の形質の変更を行い、その隣接地で2,000㎡以上の土地の形質の変更（合計3,000㎡以上の土地の形質の変更）を行う場合は、法第3条第7項の届出のほかに、法第4条第1項の届出が必要か。</p> | <p>法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地における1,000㎡以上の土地の形質の変更については、法第3条第7項の届出が必要である。さらに、3,000㎡以上の土地の形質の変更については、法第4条第1項「対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上」であり、同項第1号に該当しないため、法第4条第1項の届出が必要である。</p> |
| 16 | <p>法第3条第7項の届出等において、平面図、立面図及び断面図を添付することと規定されているが、全ての図面の提出が必要か。</p> | <p>深さを限定する規定が定められたことから、深さの確認のために必要な図面を提出することとなる。 なお、従前から法第12条第1項の届出等において同様の規定があるほか、断面図及び立面図が同じ場合があること等が考えられるので、都道府県等により適切に判断されたい。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 17 | <p>法第3条第7項の届出の際に、土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況を調査した結果が添付されていれば、法第4条第2項の規定と同様に取扱い、法第3条第8項の命令を省略することができるか。</p> | <p>法第4条第2項と同様の規定はなく、法第3条第8項は必ず土壌汚染状況調査の命令を行う必要がある。</p> <p>もっとも、「土壌汚染対策法第3条第8項の土壌汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について」(令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号)において、「法第3条第8項の命令の発出に当たり、行政手続法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執る必要はないと解して差し支えないものとする」としている点に留意されたい。</p> <p>なお、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から、当該命令が行われる前に指定調査機関に調査をさせた結果が当該命令の発出後に提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができる。</p> |
|----|---|--|

2. 土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査 (法第4条関係)

| No. | Q (質問の概要) | A (質問に対する回答) |
|-----|--|--|
| 1 | <p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事等が管轄する土地にまたがる場合、法第4条第1項の届出はどのように行うべきか。</p> | <p>土地の形質の変更を行おうとする範囲が2以上の都道府県知事等が管轄する土地にまたがる場合には、同じ内容の届出書を当該2以上の都道府県知事等に対して提出するように指導されたい。当該届出を受けた都道府県知事等は、それぞれが管轄する土地について、法第4条第3項の命令の発出を検討することになる。</p> |
| 2 | <p>法第4条第1項の届出を受理し、同条第3項の命令を発出した後に、当該届出の撤回を受け付けることができるか。</p> | <p>非常災害等による工事計画の中止等やむを得ない場合については、届出を撤回することがあり得る。</p> |
| 3 | <p>土砂等の崩落防止のため、法面工事を行うときに山の斜面を掘削するが、土地の形質の変更に係る土地の面積の考え方は、山の斜面の面積とするのか、それとも掘削部を水平投影した面積とするのか。また、その場合、掘削深度は斜面のどの方向の深度と考えるべきか。</p> | <p>トンネル工事の際と同様に、掘削部を平面投影した面積で算定されたい。また、斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えられたい。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 4 | <p>計画面積が3,000㎡以上の道路整備事業等において、用地買収が完了していない部分があるなど、着手時に添付書類（とりわけ土地の形質の変更の実施についての全ての同意書）が整わない場合、どのように届出をさせるべきか。</p> | <p>法第4条第1項の届出において、同一の土地の形質の変更として届出をすべきものの、同意書の一部が揃えられない場合であっても、届出の受理は可能とする。その際、同意書が整ったままとりごと提出をさせ、同条第3項の命令の発出については、個々の届出ごとに判断して運用されたい。</p> |
| 5 | <p>規模（面積）を概略で試算して3,000㎡未満となり届出が不要であったものについて、工事に着手し、施行の途中において先線の計画が確定して3,000㎡以上となった場合（当初より面積が確定している場合であっても工事途中での工法変更となり、面積が変わる場合も想定される）、確定した時点で届出を行うことでよいか。</p> <p>また、その時の対象となる規模は、確定した時点の残工事区の規模を対象とするのか。</p> | <p>工事の施行途中で計画変更し、土地の形質の変更の面積が変わったとしても届け出た範囲内に収まるように、土地の形質の変更がなされる範囲については、広めに届出をするように指導されたい。</p> <p>工事着手後に面積が変更となった場合については、残工事区の規模を基準として、法第4条第1項の届出の要否を判断されたい。</p> |
| 6 | <p>掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。</p> <p>また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合についても届け出る必要があるか。</p> | <p>前段及び後段ともに、盛土には該当するため土地の形質の変更の面積に含めて考えられたい。</p> |
| 7 | <p>再生砕石を砂利にして、地面に盛る場合、法第4条第1項上、盛土扱いになるのか。</p> | <p>砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。</p> |
| 8 | <p>川岸で砂利を採取する行為についても、法第4条第1項の届出が必要となるのか。</p> | <p>砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更に当たる。</p> |
| 9 | <p>海岸砂浜の減少防止工事として、港から浚渫した砂を砂浜に盛る工事を行うことについて、法第4条第1項の届出の対象となるか。</p> | <p>水底において土砂を掘削する浚渫行為は土地の形質の変更に当たらない。</p> <p>浚渫土砂を砂浜に盛る行為は、砂浜の掘削を伴う場合、法第4条第1項の届出の対象となる。一方、浚渫土砂を砂浜に盛る行為のみで、砂浜の掘削を伴わない場合は、法第4条第1項の対象とならない。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 10 | <p>港湾工事として、浚渫土砂を港湾用地に仮置きすることは、法第4条第1項の届出の対象となるか。</p> <p>また、当該仮置き土を移動する際は届出が必要か。</p> | <p>底質を掘り出す浚渫行為は、土地の形質の変更に当たらず、浚渫後の底質の仮置きに当たって仮置く土地の掘削を伴わない場合は、法第4条第1項の届出の対象とならない。当該仮置き後の底質を移動する場合は、当該底質が当該土地の土壌と区別できる状態になれば届出の対象となる。</p> |
| 11 | <p>海域の埋立竣工前の埋立地（造成中）で、区画整備や道路整備に伴って、3,000㎡以上の改変を行う場合、竣工前の埋立地は海面であるため、法第4条第1項の届出は不要と考えてよいか。</p> | <p>不要と考えてよい。</p> |
| 12 | <p>開発予定地において、ため池が一定の面積を占めている場合、法第4条第1項の届出の土地の形質の変更に係る土地の面積の算定対象となるか。</p> | <p>ため池の水底の土砂は底質にあたり、法の適用対象とならない。</p> <p>なお、ため池の水位が変動する場合は、水面下となる範囲がそれに合わせて変動することとなり、ため池の様態により底質と見るか土壌と見るか個別判断となるため、自治体での確認が必要である。</p> |
| 13 | <p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場において、訓練のため3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、法第4条第1項の届出の例外となるか。</p> | <p>陸上自衛隊の演習場及び射撃場における土地の形質の変更についても、法第4条第1項第2号（規則第25条各号）に該当しない限り、同項の届出の対象となる。</p> |
| 14 | <p>採石場は認可更新時に法第4条第1項の届出対象となるか（採取認可範囲が同じ場合）。</p> <p>また、採取範囲が拡大となった場合（変更認可等）、同項の届出対象範囲は拡大した範囲のみで判断するのか、それとも既認可分を含めた全体で判断するのか。</p> | <p>採取認可範囲が同じ場合であれば、法第4条第1項の届出は不要であるが、採取範囲が拡大となった場合には、当該拡大した範囲について同項の届出の要否を判断されたい。</p> |
| 15 | <p>法第4条第1項の届出に係る土地について、同条第3項の命令を発出しないという判断を都道府県知事等がした場合に、その旨を土地の所有者等に通知することは可能か。</p> | <p>仮にそのような通知がなされた後に、当該土地において法第4条第3項の基準に該当する地歴が判明し、その際、当該通知を受けて既に土地の形質の変更が行われてしまえば、もはや同項の命令を発出することが不可能になってしまうことから、通知の発出については慎重に判断すべきである。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 16 | <p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく圃場整備事業では、対象となる農地の 2 / 3 以上の所有者の同意があれば事業が実施可能とのことであるが、当該事業が法第 4 条第 1 項の届出に該当する場合、届出に当たり土地所有者全員の同意書は必要か。</p> | <p>規則第 23 条第 2 項第 2 号の同意書について、土地改良事業の場合には、土地改良法第 123 条の 2 の規定に基づき、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた時点で掘削権限が施工者にあるとみなし、「一時利用地の指定」又は「使用収益の停止」が確認できる書類をもって土地の形質の変更の実施についての同意書に代えることができるかと解する。</p> |
| 17 | <p>規則第 25 条第 1 号ハの「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面（アスファルト舗装されている場合には、アスファルト面）からの深さと解してよいか。</p> | <p>そのとおり。</p> |
| 18 | <p>道路工事において、アスファルト面のみを掘削する場合は、土地の形質の変更に当たるか。</p> | <p>道路のアスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たらない。 一方、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たる。</p> |
| 19 | <p>規則第 25 条第 3 号の規定により、法第 4 条第 1 項の届出対象外となっている「林業の用に供する作業路網の整備」について、具体的な定義（判断基準等）はあるか。</p> | <p>林道は含まれない。「林業の用に供する作業路網の整備」とは、①通常、土地の形質の変更を伴うものであったとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により 30 日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帯水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず、類型的に法第 4 条第 1 項の届出の例外としているものである。個別の事案について上記要件に該当するか否かは、都道府県知事等に相談されたい。</p> |
| 20 | <p>法第 4 条第 1 項の届出に係る土地について、同条第 3 項の命令を発出するに当たり、その必要性を確認するために当該土地の所有者等に対し報告を求め、当該土地に立入検査を実施することがあると考えられるが、この場合、当該土地は、法第 54 条第 1 項の「土壌汚染状況調査に係る土地」に該当すると解してよいか。</p> | <p>法第 4 条第 1 項の届出に係る土地は、法第 54 条第 1 項の「土壌汚染状況調査に係る土地」に該当すると解して差し支えない。 ただし、都道府県知事等は、法第 4 条第 3 項の命令を発出するために当該土地の地歴を確認し、当該命令の発出の当否を説明する責任を負うところ、法第 54 条第 1 項に基づき、当該土地の所有者等に対し当該地歴の報告を求め</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | | <p>ることは、法第4条第3項の命令の発出に伴う責任を私人に転嫁することになることから、かかる運用をしないよう留意されたい。</p> |
| 21 | <p>「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例について」（平成22年3月30日付け事務連絡）で示された行政手続の例はそのすべてについて、所管行政庁に対し法第4条第1項の届出に係る土地に係る照会を行う必要があり、そうしなければ不作為の責任を問われるということか。</p> | <p>当該事務連絡により示したリストはあくまで例示であり、そのすべてを照会したからといって必ずしも不作為の責任を問われなくなるわけではない。確認すべき情報は個別の土地により異なり、網羅的に示すことはできない。</p> <p>例えば、旧来から農地として利用されていた土地や山林に化学工場が立地されていたとは考えがたく、そのような場合にまで化学工場に係る履歴を確認する必要性が高いとはいえず、土地の利用状況を勘案し、所管行政庁への照会の合理的必要性がある場合に照会するという運用にされたい。</p> |
| 22 | <p>水質汚濁防止法第6条に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の55号「生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント」に係る特定施設使用届出書を提出した事業場の敷地であった土地は、当該届出履歴をもって、法第4条第3項に規定する「特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準」（規則第26条）に該当するのか。</p> | <p>当該土地は、生コンクリートに六価クロムが含まれるという知見があることから、規則第26条第4号に該当すると解されたい。</p> |
| 23 | <p>法第4条第3項の命令について、同条第1項の届出に係る掘削部分だけでなく、盛土部分についても、調査命令の対象となる土地の範囲に含めることができるか。</p> | <p>汚染の拡散の防止という観点からは、掘削部分以外を調査命令の対象となる土地の範囲に含める必要性があるとは考えていない。</p> |
| 24 | <p>土壤汚染対策法施行以前に水質汚濁防止法特定施設の廃止届出が提出された事業場跡地（3,000㎡以上）について、法第4条第1項に基づく届出があった。水質汚濁防止法届出台帳に記載されていないものの、土地所有者等から特定有害物質を使用していた旨の申出がなされた場合、当該申出のみを判断資料として、同条第3項の調査命令を発出することは可能と考えるがいかか。</p> <p>また、土地所有者等の使用履歴情報の申し出のみを判断資料としてよい場合、申出のとおり特定有害物質に限定して調査対象としてよいか。</p> | <p>前段については、可能と考える。</p> <p>後段については、申出に係る特定有害物質に限定することにはならない。ほかに法第4条第3項の基準に該当する地歴があるか否かについて確認のうえ、もしその他の地歴がないようであれば、使用履歴のある特定有害物質に加え、それらが第一種特定有害物質の場合はその分解生成物である特定有害物質も調査対象として命令を発出することになる。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 25 | <p>Aは、Bが土地区画整理事業を施行している区域内の保留地（Bにより造成工事は完成済み。）に借地による出店を計画している。</p> <p>出店に伴う土地の形質の変更の面積は3,000㎡以上で、借地契約がAとBとの間で既に締結されている。なお、土地の形質の変更はAが施工する。保留地は仮換地の状態で、登記簿上の土地所有者は従前の所有者である。このような場合、Aは、規則第23条第2項第2号に規定する同意書をBから取得することでよいか。</p> | <p>当該土地については、「仮換地の指定」がなされ、土地の従前の所有者の同意を得ずにBが施行を行える状態となっていることが確認できれば、Bと当該土地の借地契約を結んだAは、法第4条第1項の届出を行うにあたり、規則第23条第2項第2号に規定する同意書をBから取得することになる。</p> <p>なお、調査命令は土地の所有者等であるBに発出される。</p> |
| 26 | <p>規則第25条第4号の「鉱山関係の土地」とは、規則第16条第3項第3号の定義のとおりであるが、このうち「鉱山の敷地であった土地」には、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項ただし書及び同条第4項で規定される附属施設であった土地が含まれるか。</p> | <p>鉱山保安法第2条第2項ただし書及び同条第4項で規定される附属施設は、同法第2条第2項ただし書の規定により鉱山に該当しないため、「鉱山の敷地であった土地」に該当しない。</p> |
| 27 | <p>土地の形質の変更が計画されている鉱山保安法第2条第2項に規定される鉱山の敷地があり、現在、鉱業法（昭和25年法律第289号）第62条第3項に基づく休止認可を受けている。鉱山保安法の逐条解説によると、休止認可を受けた鉱山は同法における鉱山に該当しないので、当該土地は規則第25条第4号の「鉱山関係の土地」に該当しないように思われる。しかし、休止認可を受けた鉱山の敷地は鉱山保安法により鉱害防止が実施されていることを踏まえ、同条第4号に該当するものと解することは可能か。</p> | <p>そのとおり解して差し支えない。</p> <p>ただし、休止認可を受けた鉱山であって、休鉱山の鉱業権者にかかる義務が遂行できない（鉱害防止が実施されていない）状態にある場合は、この限りでない。</p> |
| 28 | <p>法第4条第1項の届出に必要な図面を、道路占用に係る書類で代用することは可能か。</p> | <p>土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば可能である。</p> |
| 29 | <p>法第4条第3項の命令の対象としていない土地を含む土壤汚染状況調査結果の報告がされた場合であって、当該土地について汚染が判明していたとき、これを根拠に当該土地を要措置区域等に指定することは可能か。</p> | <p>法第4条第3項の命令の対象としていない土地について、法第4条第3項の命令に対する報告と扱うことはできない。</p> <p>ただし、当該土地において汚染が判明している場合は、土地の所有者等に法第14条第1項の指定の申請を促すこととされたい。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 30 | <p>土地区画整理法第 80 条の規定に基づき、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」がなされる前に、土地区画整理事業を施行する者が法第 4 条第 1 項の届出を行う場合は、規則第 23 条第 2 項第 2 号の同意書が必要となる。</p> <p>この際、土地区画整理事業を施行する土地の区域の一部の土地の所有者等から同意書が得られない場合については、同意書が得られたまとまりごとに届出を提出することとしてよいか。</p> | <p>そのように扱って差し支えない。</p> <p>なお、土地区画整理事業を施行する土地の区域の一部の土地の所有者等から同意書が得られない状態で、「仮換地の指定」又は「使用収益の停止」がなされた場合は、土地区画整理法第 80 条の規定により、土地区画整理事業の施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、土地区画整理事業の工事にあたり、宅地の所有者及び占有者の同意を得る必要がない。この場合、土地区画整理事業を施行する者又はその命じた者若しくは委任した者が土壌汚染対策法における「土地の所有者等」となり、法第 4 条第 1 項の届出においても同意書は必要としない。</p> |
| 31 | <p>太陽光発電施設（3,000 m²以上）建設に伴い、パネル基礎に深さ 2 m、直径約 40cm のねじ込み式杭を使用する。このとき、法第 4 条第 1 項の届出は必要か。</p> <p>ただし、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計は 3,000 m²未満である。</p> | <p>掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はない。</p> <p>よって、3,000 m²以上の施設であっても、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計が 3,000 m²未満であれば、法第 4 条第 1 項の届出は必要ない。</p> |
| 32 | <p>平成 29 年 3 月 31 日以前に法に基づきクロロエチレンの親物質の調査を行った結果、土壌ガスが検出されなかった土地や溶出量基準に適合した土地において、法第 4 条第 1 項の届出があった場合、クロロエチレンを調査対象として調査を命ずることはできるか。</p> | <p>過去に特定有害物質（クロロエチレンの親物質を含む）の使用等の履歴がある等、当該土地が規則第 26 条の基準に該当する場合は、当該土地の汚染状況について調査を命ずることができる。</p> <p>当該基準に該当しているとして命令を発出するに当たっては、当該土地がクロロエチレン等特定有害物質によって汚染されていることの蓋然性を判断したうえで、当該命令の発出の可否を個別に判断されたい。</p> <p>なお、クロロエチレンは、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1, 1, 1 - トリクロロエタン、1, 1, 2 - トリクロロエタン、1, 2 - ジクロロエチレン又は 1, 1 - ジクロロエチレンの分解生成物としても生じることに留意されたい。</p> |

3. 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（法第5条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|---|
| 1 | <p>廃棄物の不法投棄であることが明らかかな場合であって、これによって土壌汚染を生じている場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき対応すべきと考えてよいか。</p> | <p>廃棄物の不法投棄が原因で生じた土壌汚染の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による生活環境保全上の支障の除去等の措置の一環として、必要な限度において、汚染された土壌も撤去される場合がある。当該措置の完了後については、当該措置の態様に合わせて、それぞれの法の適用を判断されたい。</p> |

4. 要措置区域の指定等（法第6条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|---|
| 1 | <p>区域の指定に当たって、都道府県知事等は指定の対象となる区域について地下水汚染の有無を把握する必要があるが、どの時点でどのように調査したら良いのか。</p> | <p>区域の指定に先だって行う必要があり、汚染の除去等の措置の「地下水の水質の測定」と同様の考え方で、地下水流向等を勘案したうえで、土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に井戸を設けることとされたい。</p> |
| 2 | <p>ある単位区画において、複合汚染があり、要措置区域及び形質変更時届出区域の双方の指定要件を満たしている場合（例えば、トリクロロエチレンの土壌溶出量及び鉛の土壌含有量で基準超過し、周辺に飲用井戸があるものの、人の立入りが無い単位区画）、要措置区域として指定すべきか。</p> | <p>当該区画においては、トリクロロエチレンについての要措置区域と鉛についての形質変更時届出区域として指定されたい。</p> |
| 3 | <p>形質変更時届出区域に指定した区域の近隣の「地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内」に居住し、当該区域指定された土地の所有者に対して何らかの悪意を持つ者が、当該土地が要措置区域に指定されるよう企図して、地下水を人の飲用に供するために用いるための取水口をあえて設置した場合には、当該形質変更時届出区域の指定を解除し、改めて当該土地を要措置区域に指定する必要があるのか。</p> | <p>形質変更時届出区域を改めて要措置区域に指定をし直す必要はない。もともと、新たに取水口を設置した者に対しては、念のため、当該地の状況などを説明し飲用指導等を行うのが望ましい。</p> |

5. 汚染の除去等の措置等（法第7条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|--|--|
| 1 | <p>第一種特定有害物質について基準を超過した土地について、遮水工封じ込め措置を適用する場合において、措置を実施する対象地（要措置区域）が狭小なとき、掘削土壌は埋め戻しまでの間、措置対象地以外の場所で一時保管する必要があるが、掘削した汚染土壌を当該要措置区域等外に搬出して一時保管することは、当該汚染土壌の処理を処理業者に委託しないため、法第18条第1項の規定に反すると解してよいか。</p> | <p>搬出に当たる場合であれば、そのとおり。なお、搬出に当たらない場合については「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け通知）の記の第5の1(2)①を参照されたい。</p> |
| 2 | <p>遮水工封じ込めについて定める規則別表第8の3の項のハ、ニ及びホでは、目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌を掘削し、掘削された土壌のうち第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるものについては同基準に適合する土壌であることを確認したうえで、埋め戻すとされているが、掘削する前に原位置で同基準に適合させる処理をすることは、これらの規定に反することになるか。</p> | <p>掘削する前の基準不適合土壌を原位置で第二溶出量基準に適合するよう処理したうえで遮水工封じ込めを行うことは規則別表第8の3の項には規定していなかったところであるが、当該処理が規則別表第8の2の項に定める原位置浄化の方法により実施されるのであれば差し支えない。</p> |
| 3 | <p>連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を1箇所に集約することが可能か。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域について区域指定を解除することができるか。</p> | <p>連続する形質変更時要届出区域内で、汚染土壌を集約する行為自体は、規則第53条各号に適合する場合であれば可能である。また、当該集約された区域を除いて汚染土壌の除去がなされた区域については、環境省令で定める技術的基準に適合した土壤汚染の除去が講じられたのであれば、形質変更時要届出区域の指定が解除されることとなる。</p> |
| 4 | <p>法第7条第1項の汚染除去等計画の作成及び提出の指示において、都道府県知事等が示す規則第34条第2項の汚染の除去等を講ずべき期限については、指示措置の実施に要する期間を基に設定するのか。</p> | <p>そのとおり。</p> |
| 5 | <p>法第7条第1項において都道府県知事等は要措置区域内において措置を講ずべき期限を示すこととあるが、指示措置が「地下水の水質の測定」の場合、措置を講ずべき期限を定められな</p> | <p>措置の終期を定めることができないため、措置の着手の期限を定めることとされたい。</p> |

| | | |
|--|----------------------|--|
| | いが、どのように期限を示す必要があるか。 | |
|--|----------------------|--|

6. 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（法第9条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|----------|-------------|
| | | |

7. 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（法第12条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|----------------------------|-------------|
| 1 | 施行管理方針の確認の取消しは不利益処分に該当するか。 | 該当する。 |

8. 指定の申請（法第14条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|--|--|
| 1 | 自主的な調査により第二種特定有害物質に係る土壌含有量調査を実施した結果、土壌含有量基準を超過していたことが明らかになった土地がある。この土地について、法第14条第1項の指定の申請を行いたいと考えているが、土壌溶出量調査を実施していない場合には、指定の申請は行えないと解してよいか。 | 法第14条第1項の指定の申請は可能である。ただし、試料採取等対象物質が第二種特定有害物質であるため、土壌溶出量調査及び土壌含有量調査の両方が求められる。そのため、土壌含有量調査のみ実施し、土壌溶出量調査が未実施の場合には、土壌溶出量調査について省略をしたとみなし、第二溶出量基準に不適合とされる。 |

9. 台帳（法第15条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|----------------------------------|---|
| 1 | 自然由来等形質変更時要届出区域に該当する旨を台帳に記載すべきか。 | 自然由来等形質変更時要届出区域に該当するかについては、汚染土壌の搬出の際に確認すべき事項であり、規則第58条第5項に規定する台帳の記載事項に含まれていないため、記載の必要はない。 |

10. 汚染土壌の搬出時の届出等（法第 16 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|--|
| 1 | 要措置区域等内の土壌について、区域内で処理を行い基準に適合することを確認したうえで搬出してよいか。 | 認定調査により確認されていない場合は区域指定時の汚染状態の汚染土壌として扱わなければならない。 |
| 2 | 自然由来特例区域で、自然由来の汚染土壌が深度 2 m から 4 m の範囲に存在することが明らかな土地がある。当該区域を深度 6 m まで掘削し、土壌を区域外へ搬出する場合、深度 2 m から 4 m の範囲にある自然由来の汚染土壌は汚染土壌処理施設へ搬出するが、その上下の層については履歴上、人為的な汚染もないことから、基準に適合した土壌として区域外へ搬出できるか。 | 当該搬出行為は、区域指定を受けた土地からの土壌の搬出となるため、深度に関わらず全て汚染土壌として扱わなければならない。ただし、認定調査により基準に適合していることが確認できれば、基準に適合した土壌として区域外へ搬出できる。 |
| 3 | 改正法第二段階施行後の認定調査において、要措置区域等への土壌の搬入に係る記録（様式第 24 による届出）を都道府県知事等に区域指定の日から 1 年ごとに届け出なかった場合には、全ての特定有害物質（第三種特定有害物質（PCB を除く。）については認定調査時地歴調査の結果により対象外とすることが可能）を調査対象物質とすることとなった。区域指定の日から 1 年未満の土地については、この届出をすることができないが、土壌の搬入に係る記録を届け出ることと同様に扱い、規則第 59 条の 2 第 2 項第 3 号イの規定により認定調査の際の調査対象物質を絞り込むことは可能か。 | 改正法の第二段階施行後（平成 31 年 4 月 1 日以降）に要措置区域等に指定された土地であり、かつ指定の日から 1 年を経過していない場合は、様式第 24 に準じた情報を都道府県知事等が確認し、指定の日から 1 年後に届出をすることを前提として、規則第 59 条の 2 第 2 項第 3 号イに規定する対象物質の種類に特定して差し支えない。 なお、改正法の第二段階施行前に要措置区域等に指定された土地は、土壌の搬入に係る記録がなく、土壌の搬入により汚染が生じたか不明であるため、試料採取等対象物質は、全ての特定有害物質となる。 |
| 4 | 一の土壌汚染状況調査の結果指定された複数の要措置区域等に該当する区域 A 及び区域 B において、区域 A の汚染土壌を区域 B に設置した原位置浄化設備で浄化し、区域 A に埋め戻すことは可能か。 | いわゆる飛び地間移動は、法第 18 条第 1 項第 3 号に基づき、一の土壌汚染状況調査の結果指定された複数の要措置区域等の間で、土地の形質の変更に使用するために土壌を搬出することができる制度であり、この要件を満たすものについては可能である。 なお、御質問の場合にあっては、区域 A から区域 B、区域 B から区域 A の 2 回の飛び地間移動が行われることとなり、都度搬出の届出が必要となることに注意されたい。 |

11. 汚染土壌の運搬に関する基準（法第 17 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|---|
| 1 | 要措置区域等内で汚染土壌をフレキシブルコンテナに入れて、隣接する汚染のない土地に搬出し、1日置いた後に運び出す計画がある。この場合、積替え時の仮置き又は積替えのための一時的保管のどちらに該当するか。 | 一時的保管に該当すると解する。 |
| 2 | 汚染土壌を密閉型コンテナに封入したまま運搬する場合であっても、積替え又は保管に当たっては運搬基準に該当する設備等が必要になるか。 | 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透のおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナ（JIS Z 1618 若しくは JIS Z 1627 に定める構造・性能等に係る基準を満たしたもの又は IS01496-1 に定める構造・性能等に係る基準を満たしており、かつ、屋根を開放できない構造のもの（屋根を開放できる構造のものであって、屋根をゴムパッキン及びボルト等を用いて密閉しており、かつ、当該規格に定める屋根試験に適合しているものを含む。))を用いて行う場合にあつては、当該設備をもって囲いとみなして差し支えない。 |

12. 管理票（法第 20 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|----------|-------------|
| | | |

13. 汚染土壌処理業の許可の申請に関する規定（法第 22 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|--|--------------------------------|
| 1 | 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号、以下「処理業省令」）第 4 条第 2 号ロに規定する「知識及び技能を有する者」の配置とは、具体的にどのような状態をいうのか。 | 組織上配置されているだけでなく、常駐する必要があると解する。 |

| | | |
|---|---|---|
| 2 | <p>事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断する根拠の1つとして、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成31年3月1日付け通知、以下「処理業通知」）に「利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断すること」と記載されているが、この過去3年間の損益平均値とは過去3年間の「経常利益」の平均値と解してよいか。</p> | <p>そのとおり。</p> |
| 3 | <p>処理業省令第4条第2号ロ（2）に規定する、汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者の配置について、外部の者に管理業務を委託することは可能か。</p> | <p>その汚染土壌処理施設の従業員でなくとも所要の資格を有する者であれば、その者を当該汚染土壌処理施設の公害防止担当者を選任しても差し支えないが、その場合には、汚染土壌処理業者は、その者が当該汚染土壌処理施設の従業員に対し公害防止に関し必要な指示をし得るような地位を与えるよう配置することが必要である。</p> |

14. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理の基準（法第22条第6項関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|--|---|
| 1 | <p>処理業省令第5条第20号において、地下水の水質の測定が規定されているが、測定項目は、地下水基準に規定されるすべての項目とするべきか。</p> | <p>規則第7条第1項に規定する地下水基準が定められているすべての項目である。ただし、自然由来等土壌利用施設にあっては、許可に係る特定有害物質の種類のみで差し支えない。</p> |
| 2 | <p>処理業省令第5条第21号において、大気有害物質の量の測定が規定されているが、浄化等処理施設（洗浄処理）の場合、測定をすべき「排出口」はどこであるとするべきか。</p> | <p>「排出口」とは、施設において発生する大気有害物質を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいい、排出口が設けられていない場合には、測定は不要と解する。</p> |

15. 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧（法第 22 条第 8 項関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|----------|-------------|
| | | |

16. 汚染土壌処理業による変更の許可等（法第 23 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|---|
| 1 | 処理業省令第 4 条第 2 号ロ（2）に規定する、汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者を変更した場合、変更届・変更許可のどちらの対象となるか。 | 当該変更は処理業省令第 9 条及び第 10 条に規定する事項ではなく、法第 23 条第 1 項の許可を要する変更にも該当しないため、変更許可・変更届のどちらも要しない。ただし、汚染土壌処理業者と管轄の都道府県等の間で情報共有されることが望ましい。都道府県等におかれては、当該者が適切に配置されるよう監視、指導されたい。 |

17. 許可の取消し等の場合の措置義務（法第 27 条第 1 項関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|---|
| 1 | 埋立処理施設の廃止時の措置について、処理業省令第 13 条第 1 項第 2 号により調査を行うことにより同項第 4 号で講じた覆いを損壊する場合は、同項 2 号の調査を行う必要はないか。 | 覆いを損壊しなければ試料採取等を行うことができない場合は、処理業省令第 13 条第 1 項第 2 号の調査において試料採取を省略し、調査対象の特定有害物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものとみなされる。 |

18. 許可証の交付等（法第 28 条関係）

| No. | Q（質問の概要） | A（質問に対する回答） |
|-----|---|----------------------------------|
| 1 | 汚染土壌処理業の許可証に係る許可番号について、処理業通知により、許可番号の構成は 11 桁の数字で 4～8 桁目に汚染土壌処理施設の種類を示す番号を付すこととなっている。許可を取得した後一部施設の廃止や施設の追加を行った場合、許可番号を変更する必要があるか。 | 変更許可の際に変更後の施設の実態に即した許可番号を付与されたい。 |